

第2期 富里市子ども・子育て支援事業計画（素案） パブリックコメントの結果について

第2期富里市子ども・子育て支援事業計画（素案）について、市民の皆さまから御意見を募集した結果、2名から7件の意見が寄せられました。寄せられたご意見の趣旨とこれに対する市の考え方及び計画の見直しは、以下のとおりです。

●パブリックコメント実施結果の概要

募 集 期 間	令和2年2月13日（木）から3月3日（火）
意見提出者	2人
意見件数	7件

●寄せられたご意見の趣旨と市の考え方

番号	意見の趣旨	市の考え方
1	4章 基本目標1 基本施策5 発達障がいなどの子の保護者のケアも含めて言及があると良いと思います。	子ども発達相談では、心理相談員が保護者の子どもの発達に関する不安や悩みを個別に聞き、必要に応じて発達検査を実施し、その子に合わせた関わり方等を指導するほか、発達支援のために、利用できるサービス（親子支援教室・簡易マザーズホーム・ことばの相談室など）の情報提供を行っているところです。 また、簡易マザーズホームにおいても、保護者と共に「遊び」を通じて日常生活の基本動作や集団生活への対応ができるよう療育指導を実施しています。 これらの取組を通して、引き続き、保護者のケアや家庭支援に努めてまいります。
2	4章 基本目標3 基本施策4 児童相談所の新設など所管人口の早期の適正化へ向けた整備を県へ要望していただきたい。	千葉県では児童相談所の増設や管轄区域見直しを検討されていることから、その動向を注視してまいります。

番号	意見の趣旨	市の考え方
3	子どもは大きな可能性を持ったかけがえのない存在であり、富里で生まれた子どもたちが地域の関わりの中で豊かに育ち温かな社会をつくる原動力となるよう引き続きお願いします。	本計画の基本理念では、 《きぼうの創造》 地域に応援されて親も育つ 《よろこびの創造》 子育て・子育てを大切にする地域が育つ としています。 ご意見をいただきましたとおり、子どもたちの健やかな育ちを支援するためには、行政だけではなく、地域住民や企業など子育てに関わる全ての方の連携・協力が必要となりますので、地域が一体となり、本計画を推進し、子どもが健やかに育つための環境づくりに努めてまいります。
4	障がいのある子は育ちと暮らしに個別の課題を抱えており、育ちを支え、障がいに応じた適切な支援が必要になりますので、それらに十分対応できる施策と取組みをお願いします。	基本施策の1つとして、「障がいのある子どもなどへの支援の充実」を掲げています。この基本施策に対する事業を進める中で、障がいのある子どもや家庭の置かれている状況に応じた各種子育て支援を実施してまいります。

●寄せられたご意見による見直し

番号	意見の趣旨	市の考え方
5	4章 基本目標1 基本施策3 「タブレット端末の導入」について機器の整備を要求する教育の内容が示されないと期待する成果が分かりづらいと感じます。	タブレット端末を用いることで、映像・音声等を活用した学習、児童・生徒の相互の学習等の促進が期待されます。このことを含めた表記となるよう下表のとおり見直しました。

ページ	見直し前	見直し後
46	幼稚園・小中学校での教育の充実 ■ 情報化時代に対応した児童生徒の育成のため、学校の実態に応じてタブレット端末の導入を進めます。	幼稚園・小中学校での教育の充実 ■ <u>タブレット端末を用いることで、映像・音声を活用した学習、児童・生徒の相互の学習等の充実を図ることができるため、学校の実態に応じて導入を進めます。</u>

番号	意見の趣旨	市の考え方
6	4章 基本目標 1 基本施策 3 及び 5 「心を育てるための教育」について特にインクルーシブ教育に関する具体的な取組み、目標がイメージしやすい形で示されると良いと感じました。	子どもたちが多くの人と交流しながら、多様な学びの場で学習することで子どもたちの豊かな心を育てる教育につながると考えることから、このことを含めた表記となるよう下表のとおり見直しました。

ページ	見直し前	見直し後
46	「心を育てるための教育」の充実 ■ 障がい者に対する思いやりの心や国際社会への理解、人権意識を大切にした福祉教育など、子どもたちが豊かな心をもった人になるように「心を育てるための教育」を推進します。	「心を育てるための教育」の充実 ■ 障がい者に対する思いやりの心や国際社会への理解、人権意識を大切にした福祉教育など、子どもたちが<u>多くの人と交流しながら多様な学びの場で学習することを通して</u>「心を育てるための教育」を推進します。

番号	意見の趣旨	市の考え方
7	4章 基本目標 2 基本施策 6 月残業時間などの取組の目標値を示されると良いと思う。	いただいたご意見により、長時間労働を改善するための具体的な取組を記載することとし、下表のとおり見直しました。

ページ	見直し前	見直し後
67	長時間労働の改善とワーク・ライフ・バランスの推進 ■ 長時間労働の是正をはじめとする働き方改革について、地域社会をリードする役割を認識し、庁内で毎週水曜日にノー残業デーを実施するとともに庁内放送で意識啓発を行います。	長時間労働の改善とワーク・ライフ・バランスの推進 ■ 長時間労働の是正をはじめとする働き方改革について、地域社会をリードする役割を認識し、庁内で毎週水曜日にノー残業デーを実施するとともに庁内放送で意識啓発を行います。<u>また、過重労働による健康障害を防ぐための一環として、月毎に時間外等の入退庁時間を所属長に通知し、事務改善等に取り組みます。</u>

●その他見直し

パブリックコメントの実施にあたって提示した素案について、検討した結果、以下のとおり一部見直し（追記）を行いました。

ページ	見直し前	見直し後
86	(記載なし)	〈幼児教育・保育の無償化について〉 令和元年10月より、3～5歳児と非課税世帯の0～2歳児を対象に幼児教育・保育の無償化が開始されました。また、無償化に伴い、幼稚園の預かり保育や認可外保育施設等を対象に子育てのための施設等利用給付が創設されました。 この新たな給付の円滑な実施を確保するため、制度の周知に努めるほか、保護者や対象施設の事務負担の軽減や利便性等を勘案し給付方法について必要に応じて見直しを図ります。
【見直し理由】 幼児教育・保育の無償化に関する概要等についての記載がなかったことから、追記しました。		